

制度の経過措置(つなぎ)

- 「所得に連動したきめ細かな給付」については、公平性などの観点から高所得の配偶者を把握するとともに、子育て世帯への支援の観点から 16 歳から 18 歳の被扶養者の情報を把握するなど、追加的な情報確保の仕組みも必要となることから、必要な環境整備に取り組むことを前提として、その環境が整うことが見込まれる令和 11 年度に本格導入するものである。
- その「つなぎ」としての飲食料品に係る消費税率の引下げについては、仕入税額控除の還付が受けられない農業従事者等や外食産業への影響、高所得者ほど恩恵が大きいこと、減税分ほど税込価格が下がらない可能性、2年後の税率引上げに係る懸念、関係する事業者の事務負担、地方を含めた財源の確保、消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムにする必要性といった課題が指摘された。
- 実務者会議においては、上記の課題を踏まえ、消費税率の引下げではなく給付で対応すべきとの意見があった一方、財源を確保した上で飲食料品に係る消費税を恒久的に減税すべきとの意見や、上記の課題にも対応しつつ、本制度の本格導入までの間のつなぎとして、できるだけ早期に消費税率の引下げを行うべきとの意見があった。
- これらの意見を総合して、上記の課題に適切に対応しつつ、本制度を導入するまでの2年間に限った経過措置(つなぎ)として、飲食料品に係る消費税率の引下げと、中低所得の現役勤労者を対象とする「所得に連動したきめ細かな給付」の先行導入を組み合わせることが適当とのとりまとめに向けた意見があった。
- すなわち、「所得に連動したきめ細かな給付」の令和 11 年度の本格導入までの経過措置(つなぎ)として、
 - ① 足下の物価高に鑑み、出来る限り早期に対応を講じる観点から、令和9年4月1日から2年間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率を1%とする。
 - ② あわせて、「働き控え」に早期に対応するとともに、中低所得の現役勤労者に手厚く対応する観点から、上記の新たな制度の本格導入を先取りした取組みとして、飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲内で、現時点で公的機関が保有する所得情報を活用した「所得に連動したきめ細かな給付」*を令和9年度に導入する。(※) 本格導入時には行われる世帯のうち配偶者の所得を勘案する一定の例外措置を設けず、18 歳以下のこどもの人数に応じた加算に代えて 15 歳以下のこどもの人数に応じた加算を行うなど経過的な措置を講じる。
- ③ これらの取組みにより、全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現する。
- その際、仕入税額控除の還付が受けられない農業従事者等については、令和9年4月からの円滑な実施に支障が生じないように留意しつつ、現場の納得感のある対応を検討する。あわせて、外食産業を含めて、影響を見極めた上で、過去の様々な支援策を参考としながら、資金繰り支援等のための予算措置を検討する。令和9年度からの実施に向けて、関係省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、支援内容を具体化していく。
- あわせて、消費税率の変更に柔軟に対応できるシステムの普及促進を図る。